

委託先用

初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室委託事業  
(スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール)  
事務処理細目

平成27年4月  
文部科学省初等中等教育局

## 目 次

1. 初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室委託事業（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）事務処理細目	1
2. 様式関係	
様式第1（委託契約書）	7
様式第2（委託変更契約書）	19
様式第3（帳簿様式）	20
様式第4（再委託承認申請書）	22
様式第5（事業計画変更承認申請書）	23
様式第6（委託契約変更承認申請書）	24
様式第7（委託事業中止（廃止）承認申請書）	25
様式第8（委託事業完了（廃止）報告書）	26
様式第9（請求書（精算払））	31
様式第10（支払計画書）	32
様式第11（委託費支払計画書）	33
様式第12（請求書（概算払））	34
様式第13（銀行振込依頼書）	35
様式第14（委託事業成果報告書）	36
様式第15（無断複製等禁止の表記）	37
様式第16（資産及び預かり資産管理表）	38
様式第17（標示ラベル）	39
様式第18（取得資産の所有権移転書）	40
様式第19（無償貸付申請書）	44
様式第20（借受書）	46
様式第21（亡失・損傷報告書）	47
様式第22（借用物品返納書）	48
様式第23（知的財産権を受ける権利の譲渡書）	49
様式第24（確認書（知的財産権））	53
様式第25（産業財産権等出願通知書）	54
様式第26（産業財産権等通知書）	55
様式第27（著作物通知書）	56
様式第28（産業財産権実施届出書）	57
様式第29（移転承認申請書）	58
様式第30（移転通知書）	60
様式第31（専用実施権等設定承認申請書）	62
様式第32（確認書（コンテンツ））	65
様式第33（コンテンツ利用届出書）	66
様式第34（成果利用承認申請書）	67
様式第35（成果利用届）	68
様式第36（文部科学省著作刊行物の複製許可申請書）	69
様式第37（変更届）	70
3. 文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	71

# 初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室委託事業 (スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール) 事務処理細目

平成26年1月24日  
初等中等教育局長決定

## (目的)

第1条 初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室委託事業に関する事務は、会計に関する法令に定めるもののほか、この細目により適切に処理するものとする。ただし、各委託事業において別に定めがある場合は、それに従うものとする。

## (委託契約書)

第2条 委託契約書(以下「契約書」という。)の様式は、様式第1とし、委託変更契約書の様式は、様式第2とする。

2 前項により難しい場合は、必要に応じて委託者(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)が協議の上、加除修正を行うことができる。

## (会計処理関係)

第3条 契約書第53条に規定する「帳簿」の様式は、様式第3とする。ただし、様式第3に掲げられた事項が不足なく記載されている場合は、乙において会計関係書類として定められ又は使用しているものでも差し支えない。

第4条 契約書第53条に規定する「支出を証する書類」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 設備備品費は、契約、検収及び支払の関係の書類(見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、請求書、領収書等)及び会計伝票又はこれらに類する書類。
- (2) 人件費は、傭上決議書(日額、時間給の決定事項を含む)、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書等及び会計伝票又はこれらに類する書類。
- (3) その他の経費は、(1)(2)に準ずる書類とする。ただし、これらにより難しい場合は、実績を証する資料、出張命令書・復命書、航空券の半券、請求書、領収書等及び会計伝票又はこれらに類する書類とする。

第5条 前条の書類は、第3条に定める帳簿に記載された順番どおり整理しておかなければならない。また、第3条の帳簿とともに委託事業終了後5年間保管し、甲の指示があった場合は直ちに提出できるようにしておかなければならない。

なお、原本を別綴りとするのが困難である場合には、その写によることができる。

第6条 物品の無償貸付関係の書類は、物品を返納するまで保管しなければならない。

第7条 委託事業に係る経費の支払等の方法は、次によるものとする。

- (1) 委託事業の経費については、乙における会計諸規程等の定めるところにより第4条の書類を作成又は徴収し処理するものとする。
- (2) 人件費の単価については、受託者において定められている日給、時間給の基準を基に適切に定めるものとする。また、これにより難しい場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において業務計画書の予算の範囲内で、別に日額、時間給を定めて支給することができるが、この場合の単価は業務内容等を基に適切に定める。
- (3) 人件費の勤務時間については、乙において定められている基準内時間とする。  
ただし、委託業務の内容を勘案した上で、乙の労使規約等の範囲内で甲が必要と認めた場合、業務計画書において時間外勤務手当を計上することができる。
- (4) 人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務において、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが、この場合の時間給単価は基準内時間の時間給単価と同額とする。
- (5) 時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、乙において定められた又は使用しているもので差し支えない。
- (6) 本契約における従事者の勤務時間管理に当たっては、作業日報等で適切に管理し、本契約以外の業務と重複がないよう、明らかにすること。
- (7) 一般管理費の率は、再委託費を除く他の経費総額の10%の範囲内で、乙の直近の決算により算定した一般管理費率と乙の受託規定による一般管理費率を比較し、より低い率で適切に算定する。

#### (再委託)

第8条 乙は、委託事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この委託事業を実施するに当たり、必要によりその一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書類「様式第4（再委託承認申請書）」を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、委託事業を再委託する場合は、再委託した事業に伴う当該第三者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

#### (事業計画及び委託契約の変更等)

第9条 契約書第8条第1項に定める申請は、様式第5の「事業計画変更承認申請書」による。

- 2 契約書第3条第1項に定める委託費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は、様式第6の「委託契約変更承認申請書」を提出するものとし、委託変更契約書のとりかわしを以てその承認とする。

第10条 契約書に第9条第1項に定める申請は、様式第7の「委託事業中止（廃止）承認申請書」による。

#### (完了（廃止）報告)

第11条 契約書第10条に定める報告は、様式第8の「委託事業完了（廃止）報告書」による。  
また、第4条に規定する書類の写を併せて提出するものとする。

第12条 甲が契約書第13条に基づき「委託事業完了（廃止）報告書」の審査のための実地調査を実施する場合、乙は、第3条及び第4条に掲げる書類を甲に提示しなければならない。

#### （委託費の支払）

第13条 契約書第14条第2項に定める支払の請求は、様式第9の「請求書（精算払）」によるものとし、乙は甲から委託費の額の確定通知を受けた後に、速やかに甲に提出するものとする。

第14条 乙は、契約書第14条第4項により、甲が必要と認めた場合に限り、概算払を受けることができる。なお、甲は概算払の必要性を確認するため、乙に対し、様式第10の「支払計画書」のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

2 乙は、前項により、概算払の必要性が認められ、概算払を希望するときは、様式第11の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出するものとする。

第15条 甲が、前条第2項に基づき提出された委託費支払計画書の内容を妥当と認めた場合、乙は様式第12の「請求書（概算払）」を提出するものとする。甲は、この請求書に基づき、概算払を行うものとする。

第16条 委託費の支払については、様式第13の「銀行振込依頼書」を甲に提出するものとする。  
なお、振込先の金融機関は国庫振込取扱店とすること。

#### （過払金の返還）

第17条 契約書第15条に定める返還は、歳入徴収官（又は官署支出官）より別途送付する納入告知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

2 前項の返還に際し、納入遅延が生じた場合は、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として付すことができる。

#### （成果報告）

第18条 契約書第16条に定める報告書は、様式第14の「委託事業成果報告書」を添えて提出するものとする。なお、報告書の表紙裏に様式第15による「無断複製等禁止の表記について」を行うこと。

#### （資産の管理）

第19条 乙は、契約書第17条第1項に基づき、委託費により取得した10万円以上かつ耐用年数が1年以上の設備備品等については様式第16の「資産及び預かり資産管理表」により管理しなければならない。ただし、乙の会計規程等にこれに準ずる様式がある場合は、これによることができる。

2 契約書第17条第2項に定める標示は、様式第17の「標示ラベル」とする。ただし、乙に同様の

備品ラベルがある場合は、これによることができる。

第20条 甲は、契約書第17条第3項に基づき、所有権の移転を指示するに当たっては、個々の資産について指示するものとする。

2 乙は、契約書第17条第3項に基づき、所有権を移転しようとする場合は、様式第18の「取得資産の所有権移転書」を甲に提出するものとする。

3 前項に規定する所有権は、甲が乙から前項の書面を受理した日をもって移転が完了したものとする。

4 乙は、契約書第17条第4項に基づき、取得資産を処分しようとする場合は、様式第18の別紙3を甲に提出するものとする。

第21条 乙は、委託業務を履行するために必要な物品の無償貸付については、文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令に定めるところによるものとし、様式第19の「物品の無償貸付申請書」により甲に申請しなければならない。また、乙は、国からの無償貸付承認通知書を受け様式第20の「借受書」を提出するものとする。

2 委託業務完了後に、前条により所有権移転した物品を引き続き使用することを希望する場合の手続も同様とするものとする。

第22条 乙は、委託業務完了後、所有権移転を行うまでの間、預かっている資産及び第21条により貸付を受けた資産について、様式第16の「資産及び預り資産管理表」により管理しなければならない。ただし、乙の会計規程等にこれに準ずる様式がある場合は、これによることができる。

第23条 乙は、貸付物品が亡失又は損傷した場合は、様式第21の「亡失・損傷報告書」により速やかに甲に報告しなければならない。

第24条 乙は、第21条により無償貸付の申請を行い、承認された物品を返納する場合には様式第22の「借用物品返納書」により甲に通知しなければならない。

第25条 所有権を移転した物品の有償貸付、その他の処分については、甲が別に定めるところによるものとする。

#### (知的財産権)

第26条 乙は、契約書第19条第2項に基づき、知的財産権の対象となる可能性がある場合は、様式第23の「知的財産権を受ける権利の譲渡書」によりその権利を甲へ譲渡するものとする。

第27条 産業技術力強化法第19条に基づき、委託業務上の成果に係る「知的所有権」を乙から甲に譲渡させることなく乙に帰属させる場合の契約書第19条第1項に基づく書面は様式第24の「確認書(知的財産権)」とする。

また、同第21条第1項に基づく「産業財産権等出願通知書」は様式第25、同条第3項に基づく「産業財産権等通知書」は様式第26、同条第4項に基づく「著作物通知書」は様式第27、同条第5項

に基づく「知的財産権実施届出書」は様式第28、同第22条第2項に基づく「移転承認申請書」は様式第29、同条第3項に基づく「移転通知書」は様式第30、同第23条第2項に基づく「専用実施権等設定承認申請書」は様式第31とする。

#### (コンテンツに係る知的財産権)

第28条 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条に基づき、委託業務で制作したコンテンツに係る成果に係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく、乙に帰属させるための契約書第28条第1項に基づく書面は様式第32の「確認書(コンテンツ)」とする。また、同第30条第1項に基づく「産業財産権等出願通知書」は様式第25、同条第3項に基づく「産業財産権等通知書」は様式第26、同条第4項に基づく「著作物通知書」は様式第27、同条第5項に基づく「コンテンツ利用届出書」は様式第33、同第32条に基づく「移転承認申請書」は様式第29、同条第3項に基づく「移転通知書」は様式第30、同第32条第2項に基づく「専用実施権等設定承認申請書」は様式第31とする。

#### (成果の利用等)

第29条 契約書第39条に定める申請は、様式第34の「成果利用承認申請書」による。ただし、以下についてはこの限りではない。

(1) 次に掲げる事項については、乙は、様式第35による「成果利用届」を甲に提出するものとする。

i) 学会等の場で行う口頭発表

ii) 学会誌等に発表する論文(投稿)

iii) 受託業務の施策の普及を目的とした成果報告書(成果品)の複製品

また、甲が認めるときは、「成果利用届」は事後に提出することができるものとする。

(2) 成果の利用に伴い収益が発生するとき、乙は様式第36「文部科学省著作刊行物の複製許可申請書」を事前に甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、前項による成果の利用等に当たっては、文部科学省からの受託業務の成果である旨を文中等の適当な箇所へ挿入するものとする。

#### (取引停止措置)

第30条 甲は、乙が文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に定める取引停止措置に該当する場合には、同取扱要領により取引停止措置を行う。

#### (変更届)

第31条 契約書第52条に定める通知は、様式第37の「変更届」による。

#### (その他)

第32条 様式は、日本工業規格に定めるA列4判とする。

第33条 委託事業に関する事務処理については、この細目に定めるほか、特に必要がある場合は、甲が別に定めるものとする。

第34条 この細目は、平成26年度委託契約締結分から適用する。



## 委 託 契 約 書 (例)

支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長 ○○○○○ (以下「甲」という。)と○○○○○  
○<<受託者を記入>> (以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

### (実施する委託事業名等)

第1条 甲は、乙に対し、次の委託事業の実施を委託するものとする。

- (1) 委託事業名
- (2) 委託事業の内容及び経費 別添事業計画書のとおり。ただし、第8条によった変更事業計画書承認後は変更事業計画書のとおりとする。
- (3) 委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

### (委託事業の実施)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、実施要項、実施要領、委託事業事務処理細目 (以下「要項等」という。)及び別添の事業計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### (委託費の額)

第3条 甲は、委託事業に要する費用 (以下「委託費」という。)として、○, ○○○, ○○○円 (うち消費税及び地方消費税額○○, ○○○円) を超えない範囲内で乙に支払うものとする。  
2 乙は、委託費を別添の事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### (契約保証金)

第4条 会計法 (昭和22年法律第35号) 第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第100条の3第3号の規定により免除する。

### (危険負担)

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

### (第三者損害賠償)

第6条 乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

### (再委託)

第7条 乙は、この委託事業の全部を第三者に委託 (以下「再委託」という。)してはならない。

- 2 乙は、この委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された事業計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

#### （計画の変更）

- 第8条 乙は、第41条に規定する場合を除き、別添の事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費区分間で増減する額が、設備備品費の10%、他の経費費目総額の20%、又は50万円のうち最も高い額を超えない場合は、この限りでない。
- 2 甲は、前項の承認を行うときは条件を附することができる。

#### （事業の廃止等）

- 第9条 乙は、委託事業を廃止又は中止（以下「廃止等」という。）しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の承認を行うときは、条件を附することができる。

#### （委託事業完了（廃止）報告）

- 第10条 乙は、委託事業が完了したとき又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止等の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書及び第53条に規定する支出を証する書類の写を、完了又は廃止等の承認の日から30日以内又は当該年度3月20日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

#### （調査）

- 第11条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

#### （額の確定）

- 第12条 甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託

費の額のいずれか低い額とする。

#### (実地調査)

第13条 第11条及び前条の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

#### (委託費の支払及び経理)

第14条 甲は、第12条第1項の規定により委託費の額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

- 2 委託費の支払は、乙の請求に基づき行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
- 4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。
- 5 乙は、委託費によって生じた利子については、事業の実施経費に充てなければならない。

#### (過払金の返還)

第15条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が第12条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

- 2 乙は、前項の返還に関し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

#### (成果報告)

第16条 乙は第12条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内又は委託事業の完了した日から60日以内のいずれか早い日までに、委託事業成果報告書を甲に提出するものとする。

#### (資産の管理及び財産権の移転)

第17条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。

- 2 乙は、前項の場合にはその設備備品等には委託業務により取得したものである旨を標示しなければならない。
- 3 乙は、設備備品等の財産権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても設備備品等の財産権を乙に対して指示し、甲又は甲の指定する者に移転することができる。
- 4 乙は、取得した設備備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

### (知的財産権の範囲)

第18条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
  - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
  - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定するすべての権利並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
  - (4) 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される利益に係る権利
  - (5) 前号までに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下、「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報及びノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為並びに著作権法第21条から28条に定めるすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びに特定情報及びノウハウの使用及び開示をいう。

### (知的財産権の帰属)

第19条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務上の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、本委託に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第21条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的所有権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由が認められないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### (成果の利用行為)

- 第20条 乙は、第19条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物にかかる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外のものであるときは当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

#### (知的財産権の報告)

- 第21条 乙は、本委託の成果に係る産業財産権等の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権等出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願に関して設定の登録等を受けた場合は、当該設定の登録等の日から60日以内に産業財産権等通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、本委託により作成し、甲に納入する著作物については当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、本委託に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、知的財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 6 乙は本委託の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

#### (知的財産権の移転)

- 第22条 乙は、本委託の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該譲渡を行う前に、その旨を甲に報告するとともに、第19条、第20条、第21条、第23条、第24条及び第26条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

#### (知的財産権の実施許諾)

第23条 乙は、本委託に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第19条、第20条及び第26条並びに本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、本委託に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、本委託に係る発明等により生産される物が、日本国内において生産されることを当該第三者に約させた場合は、この限りではない。

#### (知的財産権の放棄)

第24条 乙は、本委託に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

#### (知的財産権の管理)

第25条 第19条第2項に該当する場合、乙は、委託業務の成果に係る発明等について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。当該手続に係る産業財産権等の登録が行われなかったときは、当該手続に要した全ての費用は、乙の負担とする。

#### (ノウハウの指定)

第26条 甲及び乙は、第18条第1項第5号に規定するノウハウの指定に当たっては、協議の上速やかに指定し、秘匿すべき期間を明示するものとする。

2 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

#### (コンテンツの定義)

第27条 この契約書において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定するものをいう。

#### (コンテンツに係る知的財産権の帰属)

第28条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第30条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由が認められないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### (国等による無償の実施)

第29条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第1項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

#### (コンテンツに係る知的財産権の報告)

第30条 乙は、本委託業務において制作したコンテンツに係る産業財産権等の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権等出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託業務において制作したコンテンツに係る出願である旨の表示をしなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願に関して設定の登録等を受けた場合は、当該設定の登録等の日から60日以内に産業財産権等通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、コンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

#### (コンテンツに係る知的財産権の移転)

第31条 乙は、本委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該譲渡を行う前に、その旨を甲に報告するとともに、第28条、第29条、第30条、第32条、第33条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承

認を受けなければならない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

#### (コンテンツに係る知的財産権の実施許諾)

第32条 乙は、本委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第28条、第29条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、本委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、本委託に係る発明等により生産される物が、日本国内において生産されることを当該第三者に約させた場合は、この限りではない。

#### (コンテンツに係る知的財産権の放棄)

第33条 乙は、本委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

#### (特定情報の指定)

第34条 甲及び乙は、協議の上、委託業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

#### (コンテンツに係る知的財産権の管理)

第35条 第28条第2項に該当する場合、乙は、委託業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。当該手続に係る産業財産権等の登録が行われなかったときは、当該手続に要した全ての費用は、乙の負担とする。

#### (知的財産権若しくはノウハウの封印)

第36条 乙は、委託事業を実施するに当たり、既に乙において保有する産業財産権等を受ける権利若しくはノウハウがある場合で、委託事業の結果生ずる産業財産権等を受ける権利等と複合する場合については、同事項の保全措置として本契約締結後60日以内に乙は甲に資料の提出を行い、文書により封印事項を記録化し、甲の指定する者及び乙の両者により封印を行うものとする。



#### (職務発明規程の整備)

第37条 乙は、この契約の締結後速やかに教職員又は生徒（以下「教職員等」という。）が行った発明等が委託事業を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその教職員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその教職員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

#### (知的財産権の使用)

第38条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

#### (成果の利用等)

第39条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果（ただし、第19条第1項又は第28条第1項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

#### (委託事業の調査)

第40条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

#### (契約の解除等)

第41条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

#### (不正行為等に対する措置)

第42条 甲は、乙が、本契約の締結に当たり不正の申立てをした場合若しくは委託業務の実施に当たり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、この契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

#### (利息)

第43条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算した額とする。

#### (談合等不正行為に係る違約金等)

第44条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）、第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
  - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙はこの契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

#### (属性要件に基づく契約解除)

第45条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

第46条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

第47条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

#### (下請負契約等に関する契約解除)

第48条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

第49条 甲は、第45条、第46条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第45条、第46条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第50条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

**(相手方に対する通知発効の時期)**

第51条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

**(代表者変更等の届出)**

第52条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

**(書類の保管等)**

第53条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、甲の請求があつたときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保存しておくものとする。

**(秘密の保持等)**

第54条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

**(疑義の解決)**

第55条 前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合には、甲と乙が協議の上解決するものとする。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長

印

乙 住 所  
名称及び  
代表者名

印

## 委託変更契約書(例)

平成〇年〇月〇日付けをもって、支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（受託者を記入）（以下「乙」という。）との間で締結した「〇〇〇〇〇事業（調査研究）」（委託契約書第1条に定める委託事業の題名を記入すること）に関する委託契約書について、下記のとおり変更する。

## 記

- 第〇条第〇項に規定する委託費「〇,〇〇〇,〇〇〇円」を「〇,〇〇〇,〇〇〇円」に変更する。
- 事業計画書のうち、経費について次のとおり変更する。

(単位：円)

費目及び種別	当初計画額	増△減額	改計画額	備考
〇〇〇費				
〇〇〇費				
合計				

上記契約の証しとして契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関霞が関3丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 〇 〇 〇 〇 印

乙 住 所  
名称及び  
代表者名 印

## (記載要領)

- 費目及び種別は、事業計画書の「Ⅱ 委託業務経費の内訳」に合わせる。
- 事業の方法等、別項目の変更がある場合はそれも明記する。

## 1. 決算総括表

区分	費 目	予算額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備 考
支 出	設備備品費				
	人件費				
	事業費				
	一般管理費				
	再委託費				
	合計				
収 入	委託費の額				
	自己調達額				
	その他				
	合計				

## 2. 決算費目別内訳

(費目) 設備備品費

種別及び 品 名	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	発 注 年月日	引 取 年月日	支 払 年月日	備 考
計								

(費目) 人件費

氏 名	金 額 (円)	左の金額の対象期間	支 払 年 月 日	備 考
計				

(費目) 事業費

種別及び 品 名	摘 要	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	発 注 年月日	引 取 年月日	支 払 年月日	備 考
計								

(費目) 事業費 (旅費)

種別及び氏名	摘要	金額 (円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備考
計					

(費目) 再委託費

再委託事業課題	再委託先名	金額 (円)	支払年月日	備考
計				

(記載要領)

1. 事業計画書の「Ⅱ. 委託事業経費の内訳」に掲げる費目ごとに本様式による帳簿を設け、当該費目の種別ごとにその経費の内容を表示すること。
2. 「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理した年月日を記載する。
3. 「引取年月日」は、物品の検収年月日を記載すること。
4. 「発注年月日」は、発注書又は契約書の年月日を記入すること。ただし、軽微な物品の購入で発注書の発行を要しないものについては、発注の意志決定のなされた日（例えば、予算執行又は支出伺文書の決裁のあった日）を記載すること。

平成 年 月 日

## 再委託承認申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○

名称及び ○○○○○

代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成○年度「《委託事業名》(委託契約書第1条に定める委託事業名を記入すること)」の事業計画のうち、下記によりその一部を再委託したいので、委託契約書第○条第○項の規定により承認願います。

### 記

1. 再委託先 (住所及び氏名)
2. 再委託を行う業務の範囲
3. 再委託を必要とする理由
4. 所要経費

円



平成 年 月 日

## 事業計画変更承認申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○

名称及び ○○○○○

代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成○年度「《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)」の事業計画を、下記により変更したいので承認願います。

### 記

#### 1. 変更事項

(1) 変更前:

(2) 変更後:

#### 2. 変更理由

#### 3. 変更が事業計画に及ぼす影響及び効果

平成 年 月 日

## 委託契約変更承認申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○○

名称及び ○○○○○○

代 表 者 ○ ○ ○ ○ 印

平成○年度「《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)」の委託契約を、  
下記により変更したいので承認願います。

### 記

1. 変更事項

(1) 変更前:

(2) 変更後:

2. 変更理由

3. 変更が事業計画に及ぼす影響及び効果

平成 年 月 日

## 委託事業中止(廃止)承認申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○

名称及び ○○○○○

代 表 者 ○ ○ ○ ○ 印

平成○年度「《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)」の委託契約を、  
下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第○条第○項の規定により承認願います。

記

1. 中止(廃止)の理由

2. 中止(廃止)後の措置

## 委託事業完了（廃止）報告書

平成○年○月○日

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○○○○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○

名称及び ○○○○○

代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成○年○月○日付け平成○年度《委託事業名》（契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること）は、平成○年○月○日に完了（廃止）したので、委託契約書第○条第○項の規定により、下記の書類を添えて報告します。

なお、委託契約書第○条第○項に規定する知的財産権（又は著作権等）は、無償で譲渡します。

### 記

1. 事業結果説明書（別紙イ）
2. 事業収支決算書（別紙ロ）
3. 取得資産一覧表（別紙ハ）

**事業結果説明書**

## 1. 事業の実績

## (1) 事業の実施日程

事業項目	実施日程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

## (2) 事業の実績の説明

## 事業収支決算書

## 1. 決算総括表

## &lt;収入の部&gt;

	予算額(円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	備考
委託費の額				
自己調達額				
その他				

## &lt;支出の部&gt;

費目	種別	予算額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備考
	設備備品費				
	人件費				
事業費	諸謝金				
	旅費				
	借損料				
	消耗品費				
	会議費				
	通信運搬費				
	雑役務費				
	その他				
	消費税相当額				
	一般管理費				
	再委託費				
	合計				

## 2. 決算費目別内訳

(単位:円)

費目	種別	小計	積算内訳				書類 番号等	
			摘要	人数等 単位	数量 単位	単価 金額		
設備備品費				×	×	=		
				×	×	=		
人件費				×	×	=		
				×	×	=		
事業費	諸謝金			×	×	=		
				×	×	=		
	旅費				×	×	=	
					×	×	=	
	借損料				×	×	=	
					×	×	=	
	消耗品費 (図書購入 費含む)				×	×	=	
					×	×	=	
	会議費				×	×	=	
					×	×	=	
	通信運搬費				×	×	=	
					×	×	=	
	雑役務費				×	×	=	
					×	×	=	
	その他				×	×	=	
					×	×	=	
消費税相当額				×	×	=		
				×	×	=		
一般管理費				×	×	=		
再委託費				×	×	=		
合計								

※ 「書類番号等」欄には支出を証する書類の整理番号を記載すること  
1円単位で記載すること。

## 取得資産一覧表

費目	品名	仕様	製造又は 取得価格	製造又は 取得年月日	数量	単価	設置場所 (住所)	備考

## (記載要領)

## 1. 物件の分類について

設備備品については製造又は取得した単位ごとに記載する。ただし、設備備品等に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品ごとに内訳として記載する。

## 2. 製造又は取得価格について

当該委託先に係る製造原価（材料費、加工費及び直接経費）又は取得価格を記載する。

## 3. 本表は、1年1表ではなく、購入年度順にすべて記載する。（毎年順次追記したものを提出する。）



平成 年 月 日

## 請求書 ( 精 算 払 )

官署支出官  
文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○○  
名称及び ○○○○○○  
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

請求額 金 円也

平成○年度「《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)」について、平成○年○月○日付け○○○第○○○号により額の確定通知があったので、委託契約書第○条第○項の規定により委託費の精算払を請求します。

## 内 訳

受託金額	円
概算払済額 (a)	円
確定金額 (b)	円
差引金額 (b) - (a)	円

取引銀行:

支 店 名:

預 金 種 別:

口 座 番 号:

口 座 名 義 (カナ):

口 座 名 義 (漢字):

※ (カナ) には (漢字) のフリガナではなく通帳に記載してあるカナ文字のみを記入してください。

## 平成〇年度「（委託事業名）」支払計画書

（受託者名）

(単位：円)

費目及び種別	支 払 実 績 又 は 予 定 額															合 計	
	第1・四半期				第2・四半期				第3・四半期				第4・四半期				
	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	小計	1月	2月	3月		小計
合 計																	

（記載要領）

1. 月ごとの費目別の支出予定金額を記載すること。

## 委託費支払計画書 (第〇〇回)

平成〇年〇月〇日提出  
平成〇年〇月〇日現在

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○  
名称及び ○○○○○  
代表者 ○ ○ ○ ○

委託事業名

(単位：円)

A 費目別	B 当 初 予算額	C 変 更 承認済 予算額	D 支 払 実 績 又 は 予 定 額								前回ま での概 算払額	今 回 概 算 払 額	備 考
			第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期				第4・四半期	計			
					10月	11月	12月	計					
合 計													

(記載要領)

1. 本表は、第3・四半期において概算払請求する場合の例示である。
2. 概算払の請求は、四半期ごと の所要見込額とする。ただし、四半期ごと に請求を行わない場合には、既に経過した四半期について併せて請求する。
3. 本表は、月ごと の支払実績及び見込額を記入して作成すること。第4・四半期の3月の欄には、翌月以降の支払予定額も計上すること。
4. 変更承認済予算額の欄は、変更承認された場合、又は変更契約を行った場合のみ記載する。
5. 消費税相当額は、最終月又は納税予定月に計上するものとする。
6. 右最上段には、本表を作成した日（何日までは実績を計上したか）を記入する。
7. 代表者印等の押印は不要。

平成 年 月 日

## 請求書 ( 概 算 払 )

官署支出官  
文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○○  
名称及び ○○○○○○  
代 表 者 ○ ○ ○ ○ 印

請求額 金 円也

平成○年度「《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)」に対する委託費の概算払を委託契約書第○条第○項の規定により請求します。

## 内 訳

受託金額 (a)	円
概算払済額 (b)	円
今回請求額 (c)	円
差引残額 (a) - (b) - (c)	円

取引銀行:

支 店 名:

預金種別:

口座番号:

口座名義 (カナ):

口座名義 (漢字):

※ (カナ) には (漢字) のフリガナではなく通帳に記載してあるカナ文字のみ記入してください。

平成 年 月 日

文部科学省大臣官房  
会計課長 殿

(受託者) 名称及び ○○○○○  
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

## 銀行振込依頼書

平成○年度「《委託事業名》（契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること）」  
に対する委託費は、下記宛てにお振り込みください。

記

郵便番号 〒

住 所

連絡先電話番号

口座名義（カナ）

口座名義（漢字）

※ 銀行に登録した口座名義を記入してください。

（カナ）には（漢字）のフリガナではなく通帳に記載してあるカナ文字のみを記入してください。

金融機関名    信用金庫    銀行    出張所    支店

金融機関コード    店舗コード

預貯金種別    普通預金     ・     当座預金     ・     別段預金

※ 登録口座の種別に○を付してください。

口座番号

※ 記載に当たってはあらかじめ預金通帳等を確認の上、記入してください。

## 委 託 事 業 成 果 報 告 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 殿

(受託者) 住 所

名称及び

代表者名 ㊟

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)に関する成果の報告書を委託契約書第〇条第〇項の規定により、別添のとおり提出いたします。

## 無断複製等禁止の表記について

委託事業に係る成果報告書の無断複製等の禁止の表記については、次によるものとする。

本報告書は、文部科学省の委託事業として、〇〇〇〇（受託者の名称）が実施した平成〇〇年度「《委託事業名》（契約書第1条で定めた委託事業の題目）」の成果を取りまとめたものです。

したがって、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続きが必要です。

注) 成果報告書表紙裏に表記すること。

## 資産及び預かり資産管理表

(資産管理表)

整理番号				
品名		取得価格	円	付属品 機器 又は その他 の 係他
仕様		取得年月日		
		製造年月日		
		製造番号		
年月日	管理場所	管理責任者	印	摘要

(預かり資産管理表)

国に所有権を移転した年月日

平成 年 月 日

貸付契約締結年月日	貸付期間	貸付を受けた理由(用途)

(記載要領)

1. この表は、一資産ごとに作成すること。
2. 「付属品又は関係機器その他」の欄には、当該資産が二つ以上の機器等によって構成されている場合に、その構成機器等の名称、数量、仕様等を記載する。
3. 「摘要」の欄には、管理状況について特記する事項があればその事項を記載する。
4. 国に所有権を移転した際、貸付又は貸付の延長の承認を受けた際には、「預かり資産管理表」に記載する。



## 標 示 ラ ベ ル

文部科学省委託事業	
平成 年度 ○○○○	
品 名	
備 考	

(注) 備考欄には、事業題目、取得年度、整理番号等を必要に応じ記載する。

## 取得資産の所有権移転書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 殿

(受託者) 住 所

名称及び

代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)により製造又は取得した資産の所有権については、別紙1のとおり国に移転します。

なお、当該資産の預かり証及び処分等に関する希望及び利用計画を別紙2、3のとおり提出します。

## 取得資産の所有権移転明細書

平成○年度《委託事業名》（契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること）

品名	仕様	数量	単価 (円)	製造又は 取得価格 (円)	取得年月日	保管場所	備考

(記載要領)

1. 既已取得した装置等に機能追加、改造を行った場合には、品名、仕様、単価、製造又は取得価格、取得年月日欄に記入し、機能追加、改造の別を備考欄に記載する。
2. 単体でも使用できる機器類を使用して機能追加、改造を行った場合は、既已取得した装置等の内訳として数量欄も記載する。

## 預 かり 証

平成 年 月 日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)による取得資産を下記のとおりお預かりします。

## 記

## 1. 取得資産

品 名	仕 様	数 量	備 考

## 2. 保管場所

## 3. 預り期間 所有権移転の日より当分の間

## 4. 事務担当者 (窓口となる担当者を記載)

住 所 :

所 属 :

氏 名 :

TEL/FAX :

メールアドレス :

## 取得資産の処分等に関する希望及び利用計画

(受託者)所在地  
名称

代表者名

印

年度	委託事業名						受託者			
	品名	仕様	数量	取得 価格	取得 年月日	設置 状況	撤去 費用	希望する 処分の方法	利用 計画	保管場所 (住所)

## (記載要領)

1. 「年度」: 委託契約の属する年度を記載する。
2. 「品名」: 「種別」(又は品名)欄に記載されている事項を記載する。
3. 「設置状況」: 機械器具及び移動可能なもの(可搬型)とコンクリート等で固着して容易に移動できないもの(非可搬型)の区別を記載する。
4. 「撤去費用」: 4の「非可搬型」の資産の撤去費用(荷造り、運搬費用を除く)を必要とするときは、その費用の内容及び概算見積額を記載する。
5. 「希望する処分の方法」: 貸付、返納、払下げの区分を記載する。
6. 「利用計画」: 貸付、払下げを希望する資産を使用して行う研究の内容及び関連を簡単に記載する。
7. 「保管場所」: 機器を保管する施設名及び住所を記載する。

## 物品の無償貸付申請書

平成 年 月 日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

物品の貸付を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

1. 貸付を希望する物品の品名、仕様、数量及び使用場所  
別紙のとおり
2. 貸付希望期間  
無償貸付承認の日から平成 年 月 日まで
3. 用 途
4. 貸付を希望する理由
5. 事業計画書  
(事業計画書の写しを添付のこと。)
6. 事務担当者 (窓口となる担当者を記載)  
住 所 :  
所 属 :  
氏 名 :  
TEL/FAX :  
メールアドレス :

## 別紙【貸付を希望する物品の品目等】

品名	仕様	数量	使用場所	取得年月日	取得金額 (円)	備考

## (記載要領)

1. 既に取得した装置等に機能追加、改造を行った場合には、品名、仕様、単価、製造又は取得価格、取得年月日欄に記入し、機能追加、改造の別を備考欄に記載する。
2. 単体でも使用できる機器類を使用して機能追加、改造を行った場合は、既に取得した装置等の内訳として数量欄も記入する。

## 借 受 書

平成 年 月 日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって承認のあった下記の委託事業に使用する物品の無償貸付について、承認通知書記載の条件を承諾の上、当該物品（別紙のとおり）を確かに借り受けました。

記

《委託事業名》（契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入）

（記載要領）

借受書の提出に当たっては、借り受けた物品の名称がわかる書類を提出すること。



## 亡失・損傷報告書

平成 年 月 日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により貸付を受けた物品が亡失（又は損傷）してしまいましたので、下記のとおり報告します。

### 記

1. 委託事業名  
平成〇年度「《委託事業名》（契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入）」
2. 貸付年月日
3. 亡失（又は損傷）した物品等の品名、仕様及び数量
4. 亡失（又は損傷）の日時及び場所
5. 亡失（又は損傷）程度又はその状況（事実を説明する書類等を添付）
6. 亡失（又は損傷）の原因となった事実の詳細
7. 亡失（又は損傷）について取った処置
8. 平素における管理の状況
9. その他の参考となるべく事実

## 借用物品返納書

平成 年 月 日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所  
 名称及び  
 代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により無償貸付を承認された物品のうち、下記物品については返納したいと思いますので、下記のとおり通知します。

## 記

## 1. 委託事業名

平成〇年度「《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入)」

## 2. 返納理由及び状況

〇〇〇〇等の理由により返納します。

## 3. 返納品名等

品 名	仕 様	数 量	使用場所	取得年月日	取得金額 (円)	備 考

## 知的財産権を受ける権利の譲渡書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 ○○○○ 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成○年○月○日付け平成○年度《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)により得られた下記の成果が、知的財産権を受ける権利の対象となる可能性があると思われるので、委託契約書第○○条第○項に基づき明細書案を添えて通知するとともに、譲渡証書を提出いたします。

### 記

1. 発明(考案)の名称
2. 発明者(考案者)
3. 発明(考案)の概要 別紙1のとおり

### 添付書類

- |                     |   |   |           |
|---------------------|---|---|-----------|
| (1)特許出願等明細書案        | 各 | 2 | 通         |
| (2)譲渡証書             |   |   |           |
| イ. 受託者名から文部科学省あて    | 各 | 2 | 通(別紙2)    |
| ロ. 発明者(考案者)から受託者名あて | 各 | 2 | 通(別紙3)(写) |

## 発明（考案）の概要

1. 発明の名称

2. 出願番号

3. 発明の数

4. 出願日

5. 公告日

6. 発明の概要

- ・ 概要
- ・ 委託事業における位置づけ
- ・ 新規性
- ・ 類似技術・競合技術の概要
- ・ 予想される商品性、波及効果等
- ・ 関心を持つと考えられる企業又は業種等

## 譲 渡 証 書

平成 年 月 日

(譲受人)

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○○○○ 殿

(譲渡人) 住 所

名称及び

代表者名

印

下記の発明（考案）に関する特許（実用新案登録又は意匠登録）を受ける権利を無償で貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明（考案）の名称

## 譲 渡 証 書

平成 年 月 日

(譲渡人) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

下記の発明又は考案に関する特許、実用新案及び意匠の登録を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明（考案）の名称

## 確 認 書 ( 知 的 財 産 権 )

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 ○○○○ 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

○○○○ (以下「乙」という。)は、支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長○○○○ (以下「甲」という。)に対し下記の事項を約する。

### 記

1. 乙は、○○○○委託事業 (以下「当該委託」という。)に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
3. 乙は、当該知的財産権を相当期間 (※明確な期間を指定する場合には、3年間と書き換える。)活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

## 産業財産権等出願通知書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 ㊞

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)について、下記のとおり産業財産権等の出願を行いましたので、委託契約書第〇条第〇項の規定により通知します。

### 記

1. 出願に係る産業財産権等の種類
2. 発明等の名称
3. 出願国
4. 出願日
5. 出願番号
6. 出願人
7. 代理人
8. 優先権主張添付書類
  - (1) 特許等出願等明細書(写) 1部
  - (2) 受理書(写) 1部



## 産 業 財 産 権 等 通 知 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 ㊟

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)に係る産業財産権等の登録等の状況について委託契約書第〇条第〇項の規定により下記のとおり通知します。

### 記

1. 出願に係る産業財産権等の種類
2. 発明等の名称
3. 出願日
4. 出願番号
5. 出願人
6. 代理人
7. 登録日
8. 登録番号

添付書類 特許証等(写) 1部

## 著作物通知書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 ○○○○ 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成○年○月○日付け平成○年度《委託事業名》（契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること）に係る著作物について委託契約書第○条第○項の規定により下記のとおり通知します。

### 記

1. 著作物の種類
2. 著作物の題号
3. 著作者の氏名（名称）
4. 著作物の内容

## 産業財産権実施届出書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長〇〇〇〇 殿

(受託者) 住 所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》(契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること)に係る知的財産権について、下記のとおり実施しましたので、契約書第〇条第〇項の規定に基づき届け出ます。

## 記

## 1. 実施した知的財産権

知的財産権の種類(※1) 及び番号(※2)	知的財産権の名称(※3)

## 2. 実施(第三者は実施許諾した場合)

自 己 ・ 第三者 (※4)

## (記載要領)

- ※1. 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、該当するものを記載する。
- ※2. 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、著作物の登録番号又は管理番号、特定情報の管理番号を記載する。
- ※3. 該当する(1)～(4)の事項を記入する。
  - (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称
  - (2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類(構造、技術、機能)
  - (3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称
  - (4) プログラム等にあつては、技術上の成果の名称
- ※4. 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

## 移転承認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長〇〇〇〇 殿

(受託者) 住所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》(契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること)の成果に係る知的財産権について、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 移転しようとする知的財産権

知的財産権の種類 (注1) 及び番号 (注2)	知的財産権の名称 (注3)

## 2. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

## 3. 承認を受ける理由 (注4)

(以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。)

- (1) 移転先(移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、国内事業活動(製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等)において当該知的財産権を利用するため
- (2) 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
- (3) その他

(記載要領)

(注1) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、商標権、育成者権、著作権、ノウハウ、特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注2) 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号(管理番号を付していない場合)を記載する。

(注3) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商用権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

(注4) 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

①理由が(1)の場合)

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる場合は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

②理由が(2)の場合

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ(国際分業戦略等)
- ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み等

③理由が(3)の場合

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

## 移転通知書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長〇〇〇〇 殿

(受託者) 住所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》(契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること)の成果に係る知的財産権について、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

## 1. 移転しようとする知的財産権

知的財産権の種類 (注1) 及び番号 (注2)	知的財産権の名称 (注3)

## 2. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

## 3. 承認を受ける理由 (以下のいずれかを選択する。)

契約書第 条第 項の規定に基づき、国の承認を受けたため (承認書の写しを添付する。)

## 4. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うに当たり、契約第〇条から第〇条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

(記載要領)

(注1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ又は特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注2) 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号(管理番号を付していない場合)を記載する。

(注3) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号をし、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

## 専用実施権等設定承認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長〇〇〇〇 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》(契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること)に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 記

1 . 専用実施権等 ( ※ 1 ) を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類 (※ 2)、 番号 (※ 3) 及び名称 (※ 4)	専用実施権等の範囲 (地域・期間・内容)	設定を受ける者の名称

2 . 承認を受ける理由 (下記の 1 から 5 の番号に○を付ける (複数可) とともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。)

- 1 実質的に日本国内において生産されるとみなされるため
- 2 専用実施権等の設定を受ける者が、実質上同じ組織にあるとみなせるため
- 3 国内でのライセンス先を探すに当たって、合理的な努力を行ったが、ライセンス先が見つからなかったため
- 4 国内で製造することが商業的に困難であるため
- 5 当該技術が日本国内で製造されなかったときにおいても、当該ライセンスにより我が国に利益がもたらされるため



(記載要領)

- ※ 1. 特許法第 77 条に規定する専用実施権、実用新案法第 18 条に規定する専用実施権、意匠法第 27 条に規定する専用実施権、商標法第 30 条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 16 条に規定する専用利用権、種苗法第 25 条に規定する専用利用権をいう。著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。特定情報については、特定情報の保有者が第三者には開示しないこと及び特定情報の保有者自らが他者への使用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において使用しないことを条件に、特定情報の保有者から他者に開示された特定情報に関する財産上の権利をいう。
- ※ 2. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。
- ※ 3. 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。  
著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。特定情報については、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。
- ※ 4. 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、特定情報については、特定情報の名称を記載する。
- 5. 「専用実施権等」には「優先実施権」は含まれないこととする。

(具体的な理由の説明に関する記載要領)

1. (理由が (1) の場合)

これは、当該物が販売、使用又は貸し渡しされる場合において、国内で販売、使用又は貸し渡しされる物（専用実施権等の設定の対象における物）の総量の何パーセントが、国内で生産されているかを説明する。

なお、この割合がおおむね 90 パーセント以上である場合は、「日本国内において生産されている」と解されるので、そもそも本申請を行う必要がない。一方、国内で生産される割合が低い（おおむね 50 パーセント未満）場合には、下記理由 (5) に掲げられている観点等を用いて、我が国利益に資することを説明できることが望ましい。

2. (理由が (2) の場合)

以下のいずれかの場合に該当することを説明する。

①親会社と子会社との関係である場合。(※)

※親会社とは、他の株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は他の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社をいい、子会社は、当該他の株式会社又は有限会社をいう。

②大学・公的研究機関と、当該大学・公的研究機関の技術を第三者へ移転する技術移転機関（自己実施をしない機関に限る。）との関係である場合

### 3.（理由が（3）の場合）

以下の観点に適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

- ①コンタクトを取った会社数
- ②当該会社にライセンスすべくコンタクトを取った方法
- ③相手側に示したライセンス条件
- ④海外で製造するとした企業と国内で製造するとした企業でのライセンス条件の比較
- ⑤相手側企業の反応状況

### 4.（理由が（4）の場合）

以下の観点に適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

- ① 商業ベースでの国内での製造の実現可能性を困難とさせている要因は何か（海外と国内での製造のコスト比較等）
- ②日本国内で製造しようとした場合、どのような問題が生じるか（当該製品の市場化がどの程度遅れるか、それ以外にどのような問題が生じるのか）そのために、当該製品の我が国及び海外への製品供給を通じ、我が国の利益にどのような影響を与えるか
- ③海外での製造が必要とされている状況は何か（同様の技術等をめぐる世界市場の動向、法制上、自然条件上の制約等）
- ④申請者自身が国内で製造する能力を有しているか、当該申請者が国内で製造しようと努力したか（立地場所の検討、関係者との契約の検討等）

### 5.（理由が（5）の場合）

以下の観点に適宜用いて説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

- ①当該技術等が我が国において製造されない（当該技術が物を製造するものではない場合も含む。）ことによって、我が国にどのようなメリット・デメリットがあるか
- ②当該予算・開発の目的等に照らして、我が国の利益の増進にどのように寄与するか
- ③我が国における工場・設備への直接的・間接的投資に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか
- ④国内の新たな雇用の創出、高レベルの雇用の創出、国内熟練基盤の強化に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか
- ⑤国内における技術等の開発力の向上に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか
- ⑥ライセンスによるロイヤリティ収入も含めた対外収支に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか
- ⑦クロスライセンス、サブライセンス、再譲渡条項等のライセンス方式において日本の利益を最大化する努力がどのように行われるか

## 確 認 書 ( コ ン テ ン ツ )

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 ○○○○ 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

○○○○ (以下「乙」という。)は、支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長○○○○ (以下「甲」という。)に対し下記の事項を約する。

### 記

1. 乙は、○○○○委託事業 (以下、「当該委託」という。)において制作したコンテンツに係る知的財産権は遅延なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その種類その他情報を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係るコンテンツを実施する権利を甲に許諾する。
3. 乙は、当該コンテンツを相当期間 (※明確な期間を指定する場合には、3年間と書き換える。)活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを実施する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾 (以下「専用実施権等の設定」という。)をするときは、あらかじめ甲の承認を受ける。

## コンテンツ利用届出書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 ○○○○ 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成○年○月○日付け平成○年度《委託業務名》(契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること)に係るコンテンツの利用について、契約書第○条第○項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

### 記

1. 利用内容
2. 利用したコンテンツ

知的財産権の種類 及び番号(※1)	知的財産権の名称(※2)

3. 実施(第三者は実施許諾した場合) 自己・第三者(※3)

(記載要領)

- ※1. 番号については、管理する諸団体における管理番号、特定情報の管理番号が付与されている場合は記載する。
- ※2. 該当する名称を記入する。
- ※3. 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

## 成果利用承認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)について得られた成果を、このたび下記のとおり利用したいので委託契約書第〇条の規定により申請いたします。

### 記

1. 利用しようとする成果
2. 利用の方法
3. 成果を利用しようとする時期
4. 利用を必要とする理由

## 成 果 利 用 届

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○○○○ 殿

(受託者) 住 所

名称及び

代表者名

印

平成○年○月○日付け平成○年度《委託事業名》(契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること)について得られた成果を、このたび下記のとおり利用いたしますので委託契約書第○条の規定により届け出ます。

### 記

1. 利用する成果

2. 利用の方法

3. 成果を利用する時期

4. 利用を必要とする理由

平成 年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 ○○○○ 殿

(受託者) 郵便番号

団体所在地

団体名

代表者名

電話番号

㊞

### 文部科学省著作刊行物の複製許可申請書

1. 複製する著作物

※ 文部科学省著作刊行物名を記入する。

2. 使用目的

※ どのような目的で使用するのか、簡潔に記入する。

3. 掲載ページ

全○○ページ中、○○ページ

※ 製作する刊行物のうち、文部科学省著作刊行物が何ページを占めるのかを記入する。  
また、引用の場合は文部科学省著作物をどのように使用するのか著作物ごとに記入する。

4. 発行部数

定価をつけて発行される部数

5. 販売価格

○○○円 (本体価格○○○円、税○○円) ※ 総額表示にすること

6. 販売対象

※ どのような団体・個人を対象に販売するかを記入する。

7. 発行予定年月日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

## 変 更 届

支出負担行為担当官  
文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○○  
名称及び ○○○○○  
代 表 者 ○ ○ ○ ○ 印

平成○年度「《委託事業名》（契約書第1条で定めた委託事業の題目を記入すること）」  
について、下記の事項を変更したので委託契約書第○条の規定により、通知します。

### 記

#### 1. 変更事項

(1) 変更前：

(2) 変更後：

2. 変更が生じた日付 平成 年 月 日

3. 変更の理由



文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令

平成12年10月31日  
総理府 文部省令第6号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令を次のように定める。

（通則）

第一条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律第二条第一号 から第四号 まで及び第五号の二 並びに第三条第一号 及び第三号 から第五号 までの規定による文部科学省所管に属する物品（以下「物品」という。）の無償貸付又は譲与については、別に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（部局長）

第二条 この省令において「部局長」とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をいう。

- 一 本省内部部局の所属に属する物品（エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定（次号において単に「電源開発促進勘定」という。）に属するものを除く。） 大臣官房 会計課長
- 二 本省内部部局の所属に属する物品（電源開発促進勘定に属するものに限る。） 研究開発局長
- 三 日本学士院の所属に属する物品 院長
- 四 文部科学省本省の施設等機関（文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十九条 に規定する施設等機関をいう。）の所属に属する物品 当該施設等機関の長
- 五 文化庁内部部局及び日本芸術院の所属に属する物品 文化庁長官

（無償貸付）

第三条 部局長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

- 一 文部科学省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用器材、音盤、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他当該目的を達成するため適当と認められる者に貸し付けるとき。
- 二 文部科学省の所掌に係る事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品をその工事又は製造を行う者に貸し付けるとき。
- 三 教育（学術及び文化を含む。）のため必要な機械器具、印刷物、写真、映写用器材、フィルム、標本その他これらに準ずる物品（以下「機械器具等」という。）及び美術工芸品を地方公共団体その他適当と認められる者に貸し付けるとき。

- 四 地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対し、機械器具等を科学技術の振興に寄与すると認められる試験、研究及び調査（以下「試験研究等」という。）の用に供するため貸し付けるとき。
- 五 文部科学省の委託する試験研究等のため必要な機械器具等又は補助金の交付の対象となる試験研究等のため必要な機械器具等を当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。
- 六 文部科学省の委託を受けて試験研究等を行った公益法人が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該公益法人に対し、機械器具等を貸し付けるとき。
- 七 文部科学省の職員をもって組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子、その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき。
- 八 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

（貸付期間）

第四条 物品の貸付期間は、前条第七号に掲げる場合並びに文部科学大臣が特に必要と認める場合を除き、一年を超えることができない。

（貸付条件）

第五条 部局長は、第三条の規定により物品を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- 一 貸付物品の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用（部局長が貸付けの性質によりこれらの費用を借受人に負担させることが適当でないとした場合を除く。）は、借受人において負担すること。
- 二 貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
- 三 貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ部局長の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
- 四 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。
- 五 貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。
- 六 貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
- 七 貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
- 八 部局長の指示に従って貸付物品の使用実績の記録及び報告をすること。
- 九 貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。
- 十 貸付物品は、借受人が貸付条件に違反したとき又は部局長が特に必要と認めたときは、部局長の指示するところに従い、速やかに返納すること。
- 十一 貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を部局長に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るもの

であるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。

十二 部局長は、貸付物品について、随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができること。

2 部局長は、前項各号に掲げる条件のほか、国を受取人とする損害保険契約を締結させることその他の必要と認める条件を付することができる。

3 部局長は、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立文化財機構に対し貸し付けた標本その他これに準ずる物品及び美術工芸品について、当該独立行政法人から転貸の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、第一項第五号の規定にかかわらず、その申請を承認するものとする。

#### (無償貸付の申請)

第六条 部局長は、第三条の規定による物品の貸付けを受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- 一 申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 借り受けようとする物品の品名及び数量
- 三 使用目的及び使用場所
- 四 借受けを必要とする理由
- 五 借受希望期間
- 六 使用計画
- 七 その他参考となる事項

#### (無償貸付の承認)

第七条 部局長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請を審査し、無償貸付を承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、無償貸付を承認しない場合はその旨を記載した通知書により、申請者に通知するものとする。

- 一 貸付物品の品名及び数量
- 二 貸付期間
- 三 貸付目的
- 四 貸付けの期日及び場所
- 五 使用場所
- 六 返納の期日及び場所
- 七 貸付条件

#### (借受書)

第八条 部局長は、貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。

- 一 借受物品の品名及び数量
- 二 借受期間
- 三 返納の期日及び場所

#### 四 貸付条件に従う旨

##### (貸付物品の亡失又は損傷)

第九条 部局長は、借受人が貸付物品を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならない。

##### (譲与)

第十条 部局長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。

- 一 文部科学省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これらに準ずる物品を配布するとき。
- 二 教育（学術及び文化を含む。）のため必要な印刷物、写真、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他適当と認められる者に譲与するとき。
- 三 文部科学省の行う研修若しくは試験又は委託に係る試験研究等のため必要な印刷物、写真、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を研修若しくは試験を受ける者又は委託に係る試験研究等を行う者に譲与するとき。
- 四 予算に定める交際費又は報償費をもって購入した物品を記念又は報償のため贈与するとき。
- 五 生活必需品、医薬品、衛生材料及びその他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要する者に対し譲与するとき。

##### (譲与の申請)

第十一条 部局長は、前条第二号、第三号及び第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- 一 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 譲与を受けようとする物品の品名及び数量
- 三 使用目的
- 四 譲与を必要とする理由
- 五 その他参考となる事項

##### (譲与の承認)

第十二条 部局長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該書類を審査し、譲与を承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、譲与を承認しない場合はその旨を記載した通知書により、申請者に通知するものとする。

- 一 譲与物品の品名及び数量
- 二 譲与目的
- 三 譲与の期日及び場所
- 四 譲与条件

(受領書)

第十三条 部局長は、物品の譲与をするときは、当該物品の譲与を受けた者から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、受領書を提出させることが困難であるときは、受領を証する適宜の証明をもってこれに代えることができる。

- 一 譲与物品の品名及び数量
- 二 譲与条件に従う旨

附 則

(施行期日)

- 1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(文部省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の廃止)

- 2 文部省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（昭和四十一年文部省令第二十五号）は、廃止する。

附 則（平成一三年三月三〇日文部科学省令第五〇号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日文部科学省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日文部科学省令第一五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第一二号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月二九日文部科学省令第八号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。